

令和8年度 愛媛県会計年度任用職員（特定業務職員） （大阪事務所・移住コンシェルジュ）採用試験実施要領

令和8年2月19日

愛媛県会計年度任用職員（移住コンシェルジュ）採用試験を次のとおり実施します。

1 試験区分、採用予定人数等

試験区分 移住コンシェルジュ

採用予定人数 1人

勤務場所 愛媛県大阪事務所（大阪府大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル1階）

2 職務内容

- (1) 移住希望者への相談対応及び情報発信に関すること
- (2) 愛媛県が設置する就職相談窓口との連携に関すること
- (3) 県内市町・移住関連団体等との連絡調整・情報交換及び県内視察を通じた移住者や地域おこし協力隊活動に係る情報収集に関すること
- (4) 移住セミナーの企画・運営及び移住関連イベントへの企画協力・運営参加に関すること
- (5) 愛媛県及び県内市町が実施する観光物産イベント等と連携した相談窓口の認知度向上及び利用促進に関すること
- (6) 前各号に付随する業務

3 受験資格

次の要件を全て満たす者

- (1) 愛媛県が取り組む移住・定住促進に向けた業務に熱意を持って従事できる者
- (2) 勤務場所（愛媛県大阪事務所）に通勤できる者
- (3) パソコン（Excel、Word等）、インターネット（電子メール、インターネット検索、SNS等）を活用した業務が可能である者
- (4) 次のアからエまでに該当しない者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 愛媛県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の方法

試験科目 口述試験（個別面接）

試験日時 令和8年3月16日（月） 時間は決まり次第、電話で通知します。

試験会場 愛媛県大阪事務所（大阪府大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル1階）

※応募者が多数となった場合は、口述試験受験者を書類選考で決定し、応募者に通知します。

5 受付期間

受付期間は、令和8年2月19日（木）から令和8年3月5日（木）までです。

（土日、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで）

郵送の場合は、期限までに到着すること。（必着）

6 申込手続

採用試験申込書（必要事項を記載し、6箇月以内に撮影した顔写真を添付してください。）及び3受験資格(2)に該当する場合はその写しを地域政策課に直接提出し、又は郵送（封筒の表に「移住コンシェルジュ採用試験申込み」と朱書きしてください。）してください。

7 採用予定日

令和8年4月1日

8 勤務条件

- (1) 勤務時間等 午前9時00分から午後5時45分までの1日7時間45分×週5日勤務
(休憩時間：12：00～13：00)
 - (2) 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始
 - (3) 有給休暇 年次休暇（20日）、特別休暇（夏季休暇等）
 - (4) 給料等 会計年度任用職員の給与等に関する条例等の規定に基づき、次のとおり支給します。
給料の支給日は、原則として、当月21日です。
給与 月額259,700円
その他手当等 地域手当（給料月額の16/100）、通勤手当、超過勤務手当、休日給、期末手当及び勤勉手当 等
 - (5) 任用期間 1会計年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日）内。ただし、勤務成績が良好であれば、最大2回まで再度任用されます（最長3年間）。その後も公募による採用試験を受験可能です。 ※任用回数、年齢による応募制限はありません
 - (6) 条件付採用 採用後1箇月間は、条件付採用期間となります。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は、免職（解雇）する場合があります。
 - (7) 保険等 雇用保険を適用、勤務期間6月超で退職手当条例を適用します。健康保険は地方職員共済組合の短期給付（医療保険）及び福祉事業（健康管理）を適用、勤続期間12月超で地方職員共済組合に加入（厚生年金保険も適用）します。
 - (8) 服務 次のとおり、地方公務員法の服務の規定が適用されます。
服務の宣誓・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務・信用失墜行為の禁止・秘密を守る義務・職務に専念する義務・政治的行為の制限・争議行為等の禁止・営利企業への従事等の制限
 - (9) 退職 任期が満了した場合は、退職となります。任期満了前に退職する場合は、原則退職する14日以上前に届け出ること。なお、次に該当する場合は免職されることがあります。この場合において、原則30日前までに免職の予告を行います。
 - ・地方公務員法第28条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき。
 - ・地方公務員法第29条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき。
- (注) 上記の勤務条件は改定される場合があります。

9 注意事項

- (1) 指定された日時に試験会場に集合してください。
- (2) この試験で提出された書類等は、一切返却できません。
- (3) 申込書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、合格者の個人情報については、人事情報として使用します。
- (4) 申込書等の記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (5) その他質問等は、土日、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに企画振興部政策企画局地域政策課にお問い合わせください。

<提出先・問合せ先>

〒790-0065 愛媛県松山市宮西1丁目5番19号

企画振興部政策企画局地域政策課 移住コンシェルジュ採用担当：杉山

電話 089-911-2301